

令和8年度江東区地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度江東区地域公共交通計画策定支援業務委託

2 業務の趣旨

区内公共交通の軸となる地下鉄8号線延伸をはじめ、都心部・臨海地域地下鉄及び羽田空港アクセス線（仮称）の整備など、基幹交通の充実に向けた取組が進んでいる。また、区独自に実施しているコミュニティバスのほか、新たな交通システムや自動運転技術、舟運の活用、LRT構想（亀戸～新木場間）などについても位置づけを整理する必要がある。

さらに、誰もが安全かつ快適に移動できる都市交通の実現を目指すうえで、ラストワンマイルを担う交通手段の確保など、交通弱者をはじめとする多様な交通需要に対応していくことが不可欠である。

そのため、本区においては、これらを踏まえた区全域を対象とした移動手段に関するマスタープランである地域公共交通計画を策定することとしており、本業務は、江東区地域公共交通計画（以下「本計画」という。）策定の支援を行うものである。

3 委託期間（予定）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

江東区指定場所

5 委託内容

令和8年度については、令和7年度の業務委託成果を踏まえ、本計画を策定するための支援を以下のとおり行うこと。

(1) 具体的な施策の検討

ア 目標達成状況を評価するための数値指標と目標値の設定をすること。

(2) アンケート調査による施策の意向調査（令和8年4～5月頃）

ア 必要な施策を導くためのアンケート調査を実施すること。調査により、交通弱者等の公共交通についての潜在的な需要や将来の移動需要等を把握すること。

イ 調査設計

項目	仕様等
調査地域	江東区全域

調査対象	江東区在住の満 18 歳以上の男女
標本数	4,500 サンプル（想定回収率 35%）
抽出方法	無作為抽出（住民基本台帳から、区が抽出を行う）

ウ 調査方法

(ア) 調査は、郵送にて配布・回収する調査、及び区が用意する Web フォームでの電子調査により行う。

(イ) 郵送による調査

A 受託者は、調査概要、調査票及び返信用封筒の内容について提案し、区と協議後、作成・印刷を行うこと。

B 郵送する調査概要、調査票の封入・発送は受託者が行うこと。また、契約金額に、これらにかかる郵送料を含める。

(ウ) Web フォームによる電子調査

A 電子調査による回答は、受託者がロゴフォーム（クラウドサービス）にログインのうえ回収する。ロゴフォームの利用者 ID は、区が提供する。

エ 調査内容

(ア) 受託者は、調査内容について提案し、区と協議すること。

オ 調査予告はがき及びお礼状兼督促状はがきの送付

(ア) 調査票発送前及び調査期間中、受託者は、調査予告はがき及びお礼状兼督促状はがきを対象者全員に送付すること。なお、調査予告はがき及びお礼状兼督促状はがきにかかる作成費用・郵送料は、契約金額に含める。

(イ) 調査予告はがき及びお礼状兼督促状はがきは、区と協議のうえ作成し、印刷を行うこと。

カ 分析の方法

(ア) 調査結果から得られた情報により、客観的な分析を行うこと。

(イ) 表面的、一面的ではなく、掘り下げた分析を行うこと。

キ その他

(ア) 調査票、調査予告はがき及びお礼状兼督促状はがき発送用の宛名ラベルシールは、区が用意したものを使用すること。

(イ) 調査票は、上質紙で白黒両面印刷とし、表紙を含め全 4 頁程度とする。

(ウ) Web フォームへのアクセス方法などを記載した「お知らせ」を添付すること。「お知らせ」は、普通紙でカラー両面印刷とし、全 1 枚とする。

(エ) 「お知らせ」の表紙に、本調査概要を説明する音声コード（Uni-Voice）を入れること。

A 音声コード（Uni-Voice）は、印刷物の下端に配置すること。

B 視覚障害者が触覚により音声コード（Uni-Voice）の位置を確認できるよう、音声コード（Uni-Voice）用の半円切り欠き加工を施すこと。

(オ) 調査票の送付用封筒（角形 2 号）、返信用封筒（料金受取人払い、封緘用

シール付、長形３号）は受託者が用意し、返信用封筒の送付先は江東区とすること。（「料金後納」、「ゆうメール」等、送付方法に応じ印字が必要）

- (カ) 調査票、調査予告はがき及びお礼状兼督促状はがきは、郵便（ゆうメール可）により送付すること。
- (キ) 区が受領した調査票は、封緘された封書のまま、受託者に郵便により送付する。受託者は、調査終了後、調査票を含む封筒内のすべての内容物を区へ返送し、返送数について報告すること。

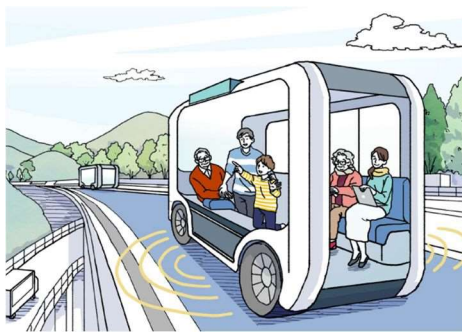
ク 来訪者・こどもへの調査

- (ア) 上記調査に加えて、来訪者には別途スクリーニングをかけ、Web 調査を実施すること。回収数は約 150 を想定している。
- (イ) こどもたちの意見やアイディアを参考に今後の取組を考えていくため、区内小・中学生及び高校生を対象にアンケートを行うこと。回収数は約 150 を想定している。
- (ウ) 区内小・中学生へのアンケート調査は、区が用意する Web フォームでの電子調査により行い、周知については区教育委員会事務局経由で行うことを想定している。
- (エ) 区内高校生へのアンケート調査は、区内都立高校へ行うことを想定している。
- (オ) 受託者は調査票の内容について提案し、区と協議後、作成・印刷を行うこと。

(3) 区民意見収集イベントの運営支援

- ア 本計画の策定にあたり、地域の移動手段に関する課題や施策等の「利用者の視点」について整理するとともに、より広範な区民の声を本計画に反映するため、区民意見収集イベント（ワークショップ形式等）の運営支援を行うこと。
- イ 各イベントの手法やテーマ等は、提案内容により、別途協議のうえ決定するが、１回あたり２時間程度とし、各回の参加者が異なることを想定する。開催回数は３回程度を想定する。
- ウ 各イベントは、令和８年４～６月の間に開催することを想定する。開催日は、別途協議のうえ決定するが、土日・祝日であっても差し支えない。
- エ 各イベントの開催場所は、区施設等とする。
- オ 運営支援業務には、以下の内容が含まれていること。
 - (ア) 募集チラシ・ポスターのデザインの作成・印刷
 - (イ) 区が無作為抽出した区民 2,000 人への案内状送付
 - A 案内状は、返信ハガキを同封することとし、区との協議、校正を経たうえで、受託者が必要部数を用意すること。

- B 発送用の封筒（長形 3 号）の用意、案内状・返信ハガキの封入作業は、受託者が行うこと。封筒の色・デザインは区と協議のうえ決定すること。封筒に印刷する区のロゴマーク、キャラクターのデータは、区より提供する（白黒でも可）。
- C 案内状の発送に必要な宛名ラベルは受託者が用意し、区は受託者から受け取った宛名ラベルに区民 2,000 人の住所等を印刷した後、受託者に渡し、受託者が貼付作業を行うこと。
- D 案内状の発送は、郵便法に基づく郵送により発送すること。なお、メール便の使用は不可とする。
- E 案内状の作成・発送に必要な経費は、全額受託者の負担とする。
- (ウ) ファシリテーター等としてのイベントへの出席、進行、議論の整理、円滑な運営整理
- (エ) イベント資料及び議事録（記録写真含む）の作成、配布資料の印刷
- (オ) 意見、課題の集約及び分析
- (カ) 本計画への反映事項の検討
- ケ こうとう区報・SNS を活用した広報活動は区が担い、募集チラシの配布及びポスター掲示、区民からの問い合わせ対応、参加者の決定通知作成・発送業務開催場所の確保、会議当日の会場設営及び会議運営上必要となる資機材の調達は、受託者が担うこと。
- (4) 将来イメージのパース作成
 - ア 将来イメージのパースを 4 点（表紙用 1 点含む）作成すること。
 - イ パースは下図のレベルを想定している。



出典：国土交通省「2040 年、道路の景色が変わる」（令和 2 年）

- (5) 本計画（素案）の作成
 - ア 令和 7 年度業務成果及び上記(1)、(2)をとりまとめ、令和 8 年 7 月中旬までに「素案」として作成すること。
 - イ 上記(5)アについて、法定協議会、庁内検討会及び区議会において出た意見等を必要に応じて本計画（素案）へ反映すること。
- (6) パブリックコメントに関する支援
 - ア 本計画（素案）に対する区民の意見を聴くため、令和 8 年 10～11 月頃にパ

ブリックコメントを実施する。

イ 資料の作成及び区民から寄せられた意見への回答支援を行い、必要に応じて計画へ反映すること。

ウ 本計画の内容について、説明スライド資料（PDF）及び説明スライド資料の音声付き動画（YouTube を想定）を作成すること。

エ 上記(4)のパスについて、線画～ペン入れ前の状態のものをパブリックコメントに掲載すること。

(7) 本計画（案）の作成

ア 上記(6)を踏まえ、令和8年12月上旬までに本計画の最終案として作成すること。

イ 上記(7)アについて、法定協議会、庁内検討会及び区議会において出た意見等を必要に応じて本計画（案）へ反映すること。

(8) （仮称）地域公共交通推進協議会の運営支援（年2回程度）

ア 区民団体、公共交通事業者、学識経験者等を委員（40～50名程度を想定）とする（仮称）地域公共交通推進協議会（以下「協議会」という。）の設置にあたり、協議会の検討体制及び運営方法を検討すること。

イ 協議会開催に関する支援として、本計画策定に係る議題の説明資料の作成、印刷、説明及び会議録の作成を行うこと。

ウ 協議会運営に関する支援として、協議会委員への日程調整等の事務連絡、協議会の会場運営、開催報告資料作成を行うこと。

エ 協議会委員の謝礼金及び会場使用料は、区が負担する。

オ 協議会は、地域交通法に規定する法定協議会に加えて、以下の法定協議会を兼ねたものとし、共同で地域の交通課題に取り組む。

(ア) 新交通システム導入検討に係る地域公共交通会議（道路運送法）

(イ) バリアフリー基本構想改定に係る法定協議会（バリアフリー法）

カ 本運営支援において、上記(8)イには、上記(8)オ(ア)(イ)に関する内容は含まない。

(9) 大学との連携支援

ア 本区の交通利便性向上に向けて、大学と連携し、学術的な視点も取り入れた施策や取組を提案すること。

イ 連携先については、区と事前に協議をすることとし、大学への報償費等は、大学と受託者で協議のうえ決定し、受託者が支払うこと。

(10) 庁内検討会の運営支援（年4回程度）

ア 会議に使用する資料の作成を行うこと。

イ 会議に同席すること。

ウ 議事録を速やかに作成のうえデータとして提出すること。

(11) 学識経験者及び関係機関との協議・調整に係る資料作成等（年10回程度）

- ア 協議会及び庁内検討会にあたり、学識経験者及び関係機関との事前協議・調整を想定している。なお、関係機関は、国、東京都、交通管理者、道路管理者、交通事業者、地域住民等を想定している。
 - イ 会議に使用する資料の作成及び印刷を行うこと。
 - ウ 会議に出席し、説明又は助言等を行うこと。
 - エ 議事録を速やかに作成のうえデータとして提出すること。
- (12) 都市交通輸送計画担当との定例会（月 1 回程度）
- ア 会議に使用する資料の作成及び印刷を行うこと。
 - イ 会議に出席し、説明又は助言等を行うこと。なお、管理技術者は、区担当者との協議のうえ Web 会議にて同席を可能とする。
 - ウ 議事録を速やかに作成のうえデータとして提出すること。
- (13) スケジュールの作成
- ア 本業務スケジュールについては、別紙「江東区地域公共交通計画策定スケジュール」を参考にし、作成すること。

6 成果品

- (1) 業務委託報告書（令和 8 年度） 2 部（カラー印刷）
- (2) 地域公共交通計画 200 部（カラー印刷、製本、A4 サイズ 100 ページ程度）
- (3) 地域公共交通計画 概要版 200 部（カラー印刷、A4 サイズ 4～8 ページ程度）
- (4) 上記成果品の電子記録媒体（DVD-ROM 等）

7 業務計画

受託者は、業務の実施にあたり、契約締結後速やかに検討開始から計画策定までの検討体制、検討スケジュール、検討内容等の業務計画書を提出し、区担当者の承認を得ること。

8 費用負担

- (1) 本業務に際して生じる一切の費用は、本仕様書に特段の記載があるものを除き、すべて受託者が負担すること。
- (2) その他、本業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、仕様書等に記載のない附随業務は、受託者の負担において行うこと。

9 受託者の責務

- (1) 受託者は、常に善良なる管理技術者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (2) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行うこと。

- (3) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。契約の解除後及び期間満了後においても同様である。
- (4) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託しないこと。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区へ届け出ること。
- (5) 本業務に関するデータを保存した記憶装置及び記憶媒体を破棄する際は、物理的な破壊または磁気的な破壊によることとし、これについて誓約書を提出すること。特に、個人情報については、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を遵守すること。
- (6) 受託者は、暴力団等排除について、別紙「江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。
- (7) 受託者は、自動車の使用について、別紙「自動車の使用に関する特記仕様書」を遵守すること。

10 支払方法

受託者は業務完了後、完了届を速やかに提出すること。区の検査において適正な履行が認められた場合には、請求書を速やかに提出すること。区は請求書を受理した日から起算して30日以内に代金を一括して支払うこととする。

11 その他

- (1) 受託者は、区担当者との打ち合わせを密にし、業務の進捗に支障のないように注意すること。また、「5 委託内容」の記載事項を履行する際には、事前に区担当者と十分協議のうえ実施すること。
- (2) この業務により完成した成果物の著作権等の権利は、全て江東区に帰属するものとし、無断で他の目的に使用しないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合、その都度双方協議のうえ実施すること。

12 連絡先

江東区都市整備部都市交通輸送計画担当（地下鉄8号線事業推進課）

電話：03（3647）－8678

FAX：03（3647）－9019

E-mail：8gou-kkr@city.koto.lg.jp

(別紙)

江東区地域公共交通計画策定スケジュール

		令和 8 年度												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
契約期間		●委託契約											委託完了●	
具体的な施策の検討		具体的な施策の検討												
アンケート調査		アンケート調査、結果とりまとめ												
区民意見収集イベント		区民意見収集イベント												
パース作成								●パブコメ用パース（線画～ペン入れ前）						
パブリックコメント					●内容調整			●パブコメ実施（10/下～11/中）						
素案の作成					●素案作成(7/中)									
案の作成					意見 照会	照会 回答	付議	付議	付議			●案作成(12/上)		
打合せ協議		●月 1 回程度									意見 照会	照会 回答	付議	付議
参 考	都市づくり・交通輸送 検討部会(庁内検討会)				●検討部会(8/下)							●検討部会(1/下)		
	(仮称)地域公共交通推進 協議会（法定協議会）						協議会(8/下)					協議会(1/下)		
	都市づくり 推進委員会(庁内検討会)							推進委員会(9/中)				推進委員会(2/中)		
	区議会							第 3 回定例会(10/中)				第 1 回定例会(3/中)		

※各会議のスケジュールは想定